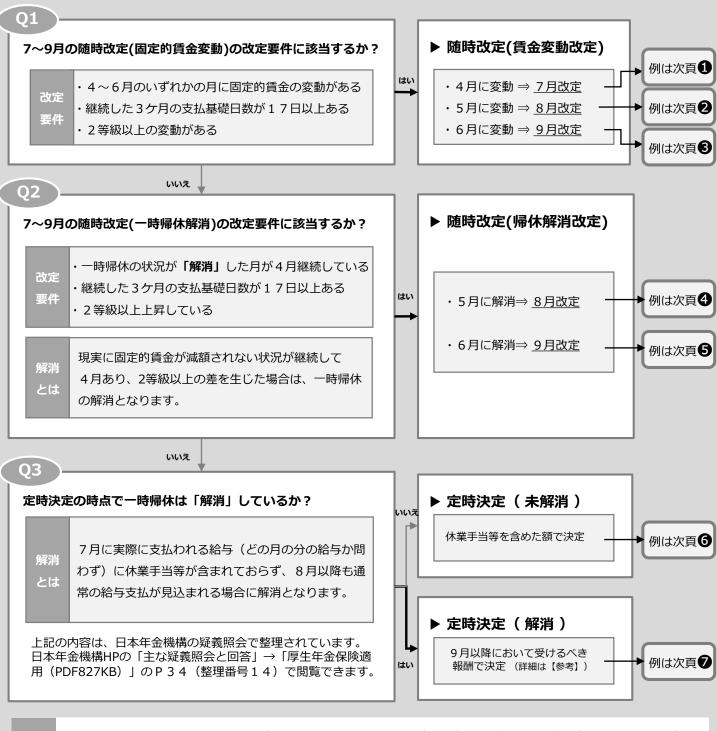
5月又は6月に特例改定した後の定時決定など(フロー)



留意 事項 定時決定に休業手当等を受けた報酬が含まれる場合は、一時帰休が「解消」した際に随時改定が必要となる場合があります。(**⑥**の例【補足】)随時改定の要件等は、Q2と同様です。

【参考】「9月以降において受けるべき報酬」とは、どのように算出するのか (平成25年5月31日事務連絡Q7抜粋)

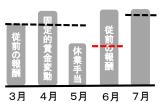
7月1日の時点で一時帰休の状況が解消している場合の定時決定では、休業手当等を除いて標準報酬月額を決定する必要があることから、通常の給与を受けた月における報酬の平均により、標準報酬月額を算出する。

例えば4・5月に通常の給与を受けて6月に休業手当等を受けた場合、4・5月の報酬の平均を「9月以降において受けるべき報酬」として定時決定を行う。同様に4月に通常の給与をうけて5・6月に休業手当を受けた場合、4月の報酬を「9月以降において受けるべき報酬」とする。

なお、4・5・6月の全てにおいて休業手当等を受けた場合は、休業手当等を含まずに決定又は改定された直近の標準報酬月額により、定時決定を行う。

🚺 の例

- ・4月に固定的賃金変動(当月払4月昇給,翌月払3月昇給)
- ・5月に休業手当支給(※)【6月特例改定】
 - (※)賃金変動改定の要件として、5月は支払基礎日数が17日以上必要です。



6月特例改定 \downarrow

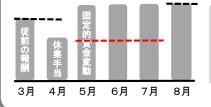
---- 特例改定後の標報

7月賃金変動改定

(定時決定なし)

2 の例

- 4月に休業手当支給【5月特例改定】
- ・5月に固定的賃金変動(当月払5月昇給,翌月払4月昇給)



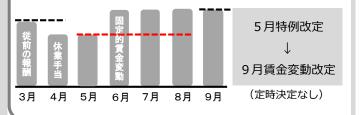
5月特例改定 8月賃金変動改定

---- 特例改定後の標報

(定時決定なし)

3 の例

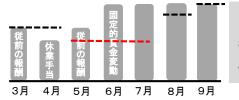
- 特例改定後の標報
- ・4月から休業手当支給 【5月特例改定】 ・6月に固定的賃金変動(当月払6月昇給,翌月払5月昇給)



【補足】

❸の例で、5月に一時帰休が解消している場合は、8月帰休解消改定 が必要となり(4の例)、その後に9月の随時改定となります。

(8月帰休解消改定後と比較し2等級以上上昇している場合)



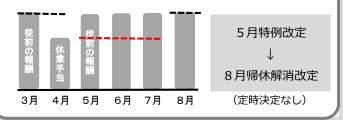
5月特例改定 8月帰休解消改定 9月賃金変動改定

(定時決定なし)

特例改定後の標報

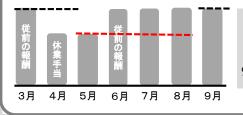
4 の例

- ・4月に休業手当支給 【5月特例改定】
- ・5月から一時帰休解消



6 の例

- 4月から休業手当支給 【5月特例改定】
- 6月から一時帰休解消



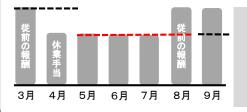
5月特例改定 \downarrow

9月帰休解消改定

(定時決定なし)

6 の例

- -- 特例改定後の標報
- ・4月から休業手当支給 【5月特例改定】
- ・7月1日の時点で一時帰休未解消



特例改定後の標報

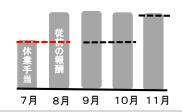
5月特例改定 \downarrow

9月定時決定

4~6月報酬で決定

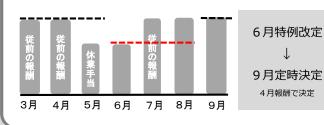
【補足】

6の例で、8月以降一時帰休が解消し、8~10月の平均額より算定 した標準報酬月額が、定時決定後の標準報酬月額に比べて2等級以上 上昇している場合は、11月の一時帰休解消改定が必要となります。



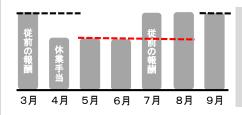
7 の例 (パターン1)

- 特例改定後の標報
- ・5月から休業手当支給 【6月特例改定】
- ・7月1日の時点で一時帰休解消



⑦ の例 (パターン2)

- ・ 4月から休業手当支給 【5月特例改定】
- 7月1日の時点で一時帰休解消



5月特例改定

特例改定後の標報

9月定時決定

従前報酬で決定(※)

(※) 前頁「9月以降において受けるべき報酬」なお書き以降の規定により「休業手当等を含まずに決定又は改定された直近の標準報酬月額により、定時決定を行います。」 ⑦の例においては、5月特例改定の前に決定又は改定された標準報酬月額が該当します。

7月又は8月に特例改定した後については、以下①~③の随時改定に該当した場合、届出することになります。

1

▶ 随時改定

(賃金変動改定)

改定 要件

- ・7月以降の月について固定的賃金の変動がある
- ・継続した3ケ月の支払基礎日数が17日以上ある
- ・2等級以上の変動がある

例は次頁①

2

▶ 随時改定

(回復特例改定)

改定 要件

- ・特例改定した休業が**「回復」**した月がある
- ・回復月以降継続した3ケ月の支払基礎日数が17日以上ある
- ・2等級以上上昇している

以下の2つの要件を満たした月となります。

回復とは

- ① 特例改定の原因となった休業が生じた月と比べて、 休業状態にある日数又は1日当たりの休業時間が減少 しているなど休業状況に何らかの改善が見られること。
- ② 支払基礎日数が17 日以上あること。

例は次頁2

回復特例改定の留意事項① 【休業が回復した月とは】

休業が回復した月とは、急減月の翌月以降の月を示します。

例えば、7月に特例改定をした場合、最短での回復特例改定は、10月改定となります。

回復特例改定の留意事項② 【回復特例改定の回数制限】

回復特例改定は、急減月の翌月以降の月で改定要件を最初に満たした時点で届出が必要となります【回復特例改定は1回限り】 なお、休業手当の支給が継続している等で回復特例改定の改定要件に該当しない場合は、改定要件を満たした時点で回復特例改 定の届出が必要となります。(届出をする期間は、R3年8月の改定まで。)

回復特例改定の留意事項③ 【回復特例改定後の随時改定】

回復特例改定に休業手当を受けた報酬が含まれる場合は、一時帰休が「解消」した際に随時改定(帰休解消改定)が必要となる場合があります。

3

▶ 随時改定

(帰休解消改定)

改定 要件

- ・一時帰休の状況が「解消」した月が4月継続している
- ・3月とも支払基礎日数が17日以上ある
- ・2等級以上上昇している

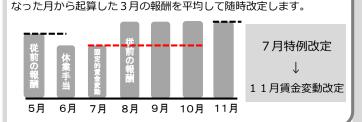
解消とは

現実に固定的賃金が減額されない状況が継続して 4月あり、2等級以上の差を生じた場合は、一時帰休の解消 となります。

例は次頁**2** (パターン3、4)

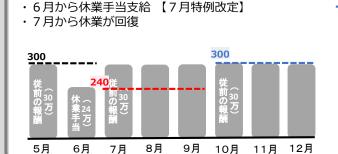
・6月に休業手当支給【7月特例改定】 ・7月に固定的賃金の変動(当月払7月昇給,翌月払6月昇給) 7月特例改定 位前の報告 10月賃金変動改定

10月



●の例で、休業手当が支払われた月に固定的賃金が変動(名目上変動

(昇給)) した場合は、一時帰休に伴う休業手当等が支払われなく



7月特例改定

↓
10月回復特例改定

特例改定後の標報

回復特例改定後の標報

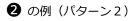
【補足】

--- 特例改定後の標報

(回復特例改定なし)

【ポイント】 7~9月の平均額は、特例改定後の標報 (240)から2等級以上上昇するため、

10月回復特例改定に該当します。



🚺 の例

5月

6月

② の例 (パターン1)

7月

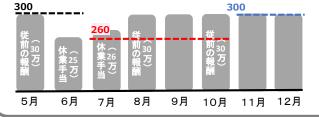
8月

9月

・6月から休業手当支給 【7月特例改定】

・7月から休業が回復

・8月から一時帰休解消



---- 特例改定後の標報

---- 回復特例改定後の標報

7月特例改定 ↓ 11月回復特例改定

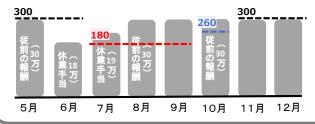
【ポイント】

7~9月の平均額は、特例改定後の標報 (260)から2等級以上上昇しないため、 10月回復特例改定には該当せず、改定要件を満たした11月回復特例改定となります。

2 の例 (パターン3)

・6月から休業手当支給 【7月特例改定】

- ・7月から休業が回復
- ・8月から一時帰休解消



--- 特例改定後の標報

---- 回復特例改定後の標報

7月特例改定 ↓ 10月回復特例改定 ↓ 11月帰休解消改定

【ポイント①】

7~9月の平均額は、特例改定後の標報 (180)から2等級以上上昇するため、10 月回復特例改定に該当します。

【ポイント②】

回復特例改定後の標報 (260) から2等級以上の変動があるため、11月帰休解消改定 に該当します。

② の例 (パターン4)

・6月から休業手当支給 【7月特例改定】

・7月に休業が回復

- ・8月に再度休業
- ・9月から一時帰休解消



---- 特例改定後の標報

--- 回復特例改定後の標報

7月特例改定 → 10月回復特例改定 → 12月帰休解消改定

【ポイント】

回復特例改定の①の要件(前頁参照)は、 算定対象月の初月(例では7月)だけ満た していれば回復特例改定に該当します。

したがって、算定対象月内に再び休業状態 となった場合(例では8月)においても、 7~9月の支払基礎日数が17日以上あり、 2階級以上変動していれば、回復特例改定 に該当します。